

【必要な提出書類一覧表】

原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。
 ・年間収入額が130万円以上ある方（注：60歳以上又は、障害厚生年金受給者等は180万円以上）
 ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方（注：年金（遺族・障害・老齢等）も収入に含めます。）
(例) ・失業給付金、傷病手当金、労災給付金等を受給中の方
 ・子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多い場合
 下記書類以外にも状況によっては、追加書類の提出を求めることがあります。
 18歳以上で無収入の方、及び62歳以上の方は、『所得・非課税証明書』が必要です。
 （注：18歳未満の方でも『所得・非課税証明書』が必要になる場合があります。）
 関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

該当する書類を事業所（派遣会社）を通じて提出してください。（「被扶養者（異動）届」「扶養事情説明書」に添付。）
 認定日について、施行規則上は事実の発生日（被保険者の保険加入日、子の出生日等）から5日以内の届出が原則ですが、当組合では下記の取扱いをしております。
 事実の発生日から1ヵ月以内の受付（当組合着日） 事実の発生日まで遡ります。
 事実の発生日から1ヵ月を超える受付（当組合着日） 届出月の1日まで遡ります。

申請するご家族の状況	同居していなくてもよい人						同居が条件の人						必要書類	書類取扱先			
	配偶者	実父母	祖父母	子			弟妹・孫			義父母	兄弟	叔父・叔母 伯父・伯母			甥・姪		
				18歳未満 <small>（夜間部・通信制学生は除く）</small>	18歳以上の学生 <small>（全日制の高校生は除く）</small>	その他	18歳未満 <small>（夜間部・通信制学生は除く）</small>	18歳以上の学生 <small>（全日制の高校生は除く）</small>	その他						18歳未満 <small>（夜間部・通信制学生は除く）</small>	18歳以上の学生 <small>（全日制の高校生は除く）</small>	その他
続柄や同居 / 別居を証明できるもの															世帯全員の『住民票』（続柄記載）	市区町村	
生計維持関係を証明できるもの	学生の方														『学生証（写）』又は『在学証明書』	学校	
	18歳以上（全日制の高校生を除く）で1年以上無収入の方、及び62歳以上の方全員（収入の有無に関わらず）														『所得・非課税証明書』	市区町村	
	・1年以内に退職した方 扶養事情説明書の【失業給付申告欄】記載の方	雇用保険に未加入														雇用保険未加入が確認できる書類 （雇用保険未加入の記載がある『退職証明書』又は退職時の『源泉徴収票（写）』など）	前勤務先
		加入期間不足														『離職票1・2（写）』又は『雇用保険資格喪失確認通知書（写）』	前勤務先 ハローワーク
		すでに受給終了														支給終了印のある『雇用保険受給資格者証（両面）の（写）』	ハローワーク
		受給期間延長														『受給期間延長通知書（写）』又は『離職票1・2（写）』	前勤務先 ハローワーク
	失業給付の手続きを行わない方														『離職票1・2（写）』又は『雇用保険資格喪失確認通知書（写）』	前勤務先	
	パート・アルバイトなどで就労中の方														年間収入が確認できる書類 （『直近3ヶ月分の給与明細（写）』又は『収入見込書』又は金額の推測できる『雇用契約書（写）』など）	勤務先	
年金・恩給受給中の方	受給中														年金額・受給者氏名が確認できる書類 （直近の『年金振込通知書（写）』又は『年金改定通知書（写）』など）	社会保険事務所	
	申請中、これから受給する方														『年金見込額照会回答票（写）』	社会保険事務所	
自営 / 個人事業所得のある方														直近の『確定申告書（控）の（写）』と『収支内訳書（写）』	税務署		
廃業した方														個人事業の『廃業届出書（写）』	市区町村		
別居の方														仕送りの金額・継続性が確認できる書類 （直近2ヶ月分以上の『振込受領書（写）』又は『現金書留による送金（控）の（写）』など）	金融機関		
その他	外国人の方や被保険者と姓が異なる方														被保険者との続柄が確認できる書類 『外国人登録原票記載事項証明書』又は『戸籍謄（抄）本』など	市区町村	
	婚姻や離婚に伴う被扶養者申請の場合														今回申請の被保険者以外の扶養家族として加入していた場合、健康保険の削除日が確認できる書類 『健康保険資格削除証明書』又は『喪失通知書』など	前勤務先	
	他の健保組合の任意継続被保険者であった場合														本人として加入、又は今回申請の被保険者以外の扶養家族として加入していた場合、健康保険の喪失日が確認できる書類 『任意継続被保険者資格喪失通知書』など	前勤務先	
	特別養護老人ホーム等施設に入所の場合														入所に必要な費用を被保険者が費用負担していることが確認できる書類	入所施設	
	公務員等で『離職票1・2』等がない場合														『辞令（写）』	前勤務先	
	子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が少ない場合														年間収入が確認できる書類 （『直近3ヶ月分の給与明細（写）』又は『収入見込書』又は金額の推測できる『雇用契約書（写）』など）	配偶者勤務先	